

パーソナルデータの利活用に関する制度改革に係る 法律案の骨子（案）

2014年 12月19日

内閣官房 I T総合戦略室

パーソナルデータ関連制度担当室

1. 個人情報定義の拡充

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるものを個人情報として新たに位置付けるものとする。

- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号であって、当該個人を識別することができるもの（例：指紋データ及び顔認識データ）
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行される書類に付される符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は付されるもの（例：携帯電話番号、旅券番号及び運転免許証番号）

※現行法の定義：「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

1. 個人情報の定義の拡充

個人情報の定義



事業者

個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により**特定の個人を識別することができるもの**

他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの



氏名
住所
生年月日

次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令で定めるものが含まれるもの
(個人情報であることを明確化)



指紋データ



顔認識データ



旅券番号



免許証番号



携帯電話番号

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように役務の利用、商品の購入又は書類に付される符号



個人情報と紐づく移動履歴



個人情報と紐づく購買履歴

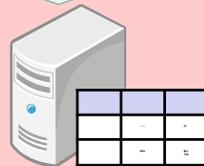
体系的に構成

個人情報データベース等

個人情報を体系的に構成

個人データ

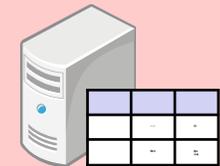
個人情報データベースを構成する個人情報



保管

保有個人データ

個人データのうち、開示等の権限を有し、政令で定める期間以上保管するもの



2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備①

(1) 匿名加工情報（仮称）に関する規定の整備

- (ア) 第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、4の個人情報保護委員会に届け出た上で、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除（他の記述等に置き換えることを含む。）をするなど、当該個人情報を復元することができないようにその加工をしなければならないこととする。また、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。
- (イ) (ア)により匿名加工情報を作成した者が当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする。
- (ウ) (イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、(ア)の削除をした記述等及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととする（(イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する場合も同様とする）。
- (エ) (イ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする（この(エ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合も同様とする）。

(2) 利用目的の制限の緩和

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する際に本人に利用目的を変更することがある旨を通知し、又は公表した場合において、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、利用目的の変更をすることができることとする。

(ア) 変更後の利用目的

(イ) 変更に係る個人情報の項目

(ウ) 本人の求めに応じて変更後の利用目的による取扱いを停止すること及び本人の求めを受け付ける方法

この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。

※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。

(3) 情報の利用方法からみた規制対象の縮小

利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないもの（市販の電話帳等）は、個人情報データベース等の規制から除外する。

2. 適切な規律の下で個人情報等の有用性を確保するための規定の整備②

(2)利用目的の制限の緩和



3. 個人情報保護を強化するための規定の整備①

(1) 要配慮個人情報（仮称）に関する規定の整備

本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いについて特に配慮を要する記述等（例：本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪被害を受けた事実及び前科・前歴）が含まれる個人情報については、本人同意を得ない取得を原則として禁止するとともに、利用目的の制限の緩和及び本人同意を得ない第三者提供の特例の対象から除外する。

(2) 第三者提供に係る確認及び記録の作成の義務付け

- (ア) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の提供を受けるときは、その提供をする者が当該個人情報データベース等を取得した経緯等を確認するとともに、提供の年月日、当該確認に係る事項等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。
- (イ) 個人情報取扱事業者は、個人情報データベース等の第三者提供をしたときは、提供の年月日、提供先の氏名等の記録を作成し、一定の期間保存しなければならないこととする。

(3) 不正な利益を図る目的による個人情報データベース提供罪の新設

個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用する行為を処罰対象にする。

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備①



3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備②

(4) 本人同意を得ない第三者提供への関与（オプトアウト規定の見直し）

個人情報取扱事業者は、本人同意を得ない個人データの第三者提供をしようとする場合には、次の事項を、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととする。

- (ア) 第三者への提供を利用目的とすること
- (イ) 第三者に提供される個人データの項目
- (ウ) 第三者への提供の方法
- (エ) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること及び本人の求めを受け付ける方法

この場合において、個人情報保護委員会は、その内容を公表しなければならないこととする。

※本人への通知方法や本人が容易に知りうる状態が不適切な場合には、勧告・命令。

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備③

(5) 小規模事業者への対応

取り扱う個人情報少量である場合の個人情報取扱事業者からの除外規定を削除する。

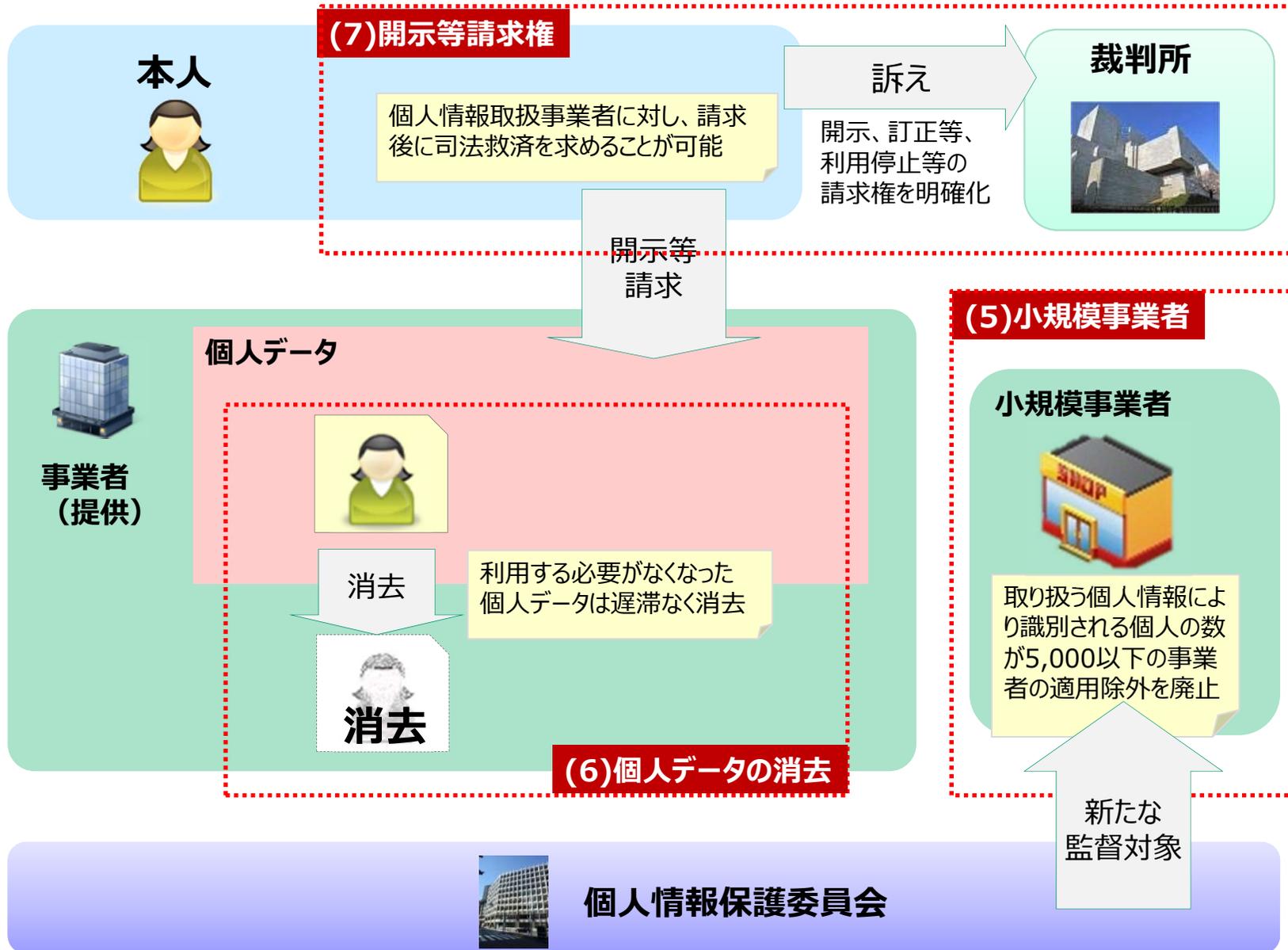
(6) 個人情報取扱事業者による努力義務への個人データの消去の追加

個人情報取扱事業者は、個人データを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく当該個人データを消去するよう努めなければならないこととする。

(7) 開示等請求権の明確化

- (ア) 個人情報の本人が、個人情報取扱事業者に対して開示、訂正等及び利用停止等の請求を行う権利を有することを明確化する。
- (イ) 開示等の請求に係る訴えを提起する前に、個人情報取扱事業者に対して当該請求をしなければならないこととする。

3. 個人情報の保護を強化するための規定の整備③



4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備¹⁴

(1) 個人情報保護委員会の主な権限

- (ア) 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する監督等の事務をつかさどる内閣府の外局たる機関として、個人情報保護委員会を設置する（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の監督機関である特定個人情報保護委員会を改組）。
- (イ) 個人情報保護委員会には現行の主務大臣の有する報告徴収、命令、認定個人情報保護団体の認定等の権限に加えて、立入検査の権限等を付与する。
- (ウ) 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対する報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣等に委任することができることとする。

(2) 個人情報保護指針の作成への関与

認定個人情報保護団体が、個人情報保護指針を作成する場合には、消費者の意見を代表する者等の意見を聴くよう努め、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととするとともに、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針の変更等を命じることができることとする。また、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針を公表しなければならないこととする。

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備 15

(2) 認定個人情報保護団体

消費者の意見を
代表する者等



意見

認定個人情報保護団体



消費者意見を代表するもの等から意見を聴いて作成

個人情報保護指針

指針の提供

個人情報保護指針

参加・保護指針の順守

事業者

(1) 機能権限

- (イ) 報告徴収
- 立入検査
- 指導／助言
- 勧告
- 命令

- ・報告徴収
- ・立入検査



事業所管大臣

(ウ) 権限の委任

- (イ) 認定、認定取消
- 報告徴収
- 命令

個人情報保護指針の届出

公表



届出事項の公表

個人情報保護指針



個人情報保護委員会

(ア) 内閣府の外局 (特定個人情報保護委員会を改組)

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備¹⁶

(1) 国境を越えた個人情報の取扱いに対する適用範囲に関する規定の整備

本法は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報を取り扱う場合についても、個人情報保護委員会による命令に関する部分を除いて、適用することとする。

(2) 外国執行当局への情報提供に関する規定の整備

個人情報保護委員会は、本法に相当する外国の法令を執行する外国執行当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとする。

(3) 個人データの外国にある第三者への提供の制限

個人情報取扱事業者が個人データを外国にある第三者に提供する場合は、当該提供についての本人同意を得るか、次のいずれかの要件を満たさなければならないこととする。

(ア) 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護の制度を有している国として個人情報保護委員会が定める国にある第三者に提供すること。

(イ) 当該第三者が本法の規定により個人情報取扱事業者が講じなければならないとされている措置に相当する措置を継続的に講じるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していること。

※現行の各企業の適切な移転手続きが合法であることを明確化。

5. 個人情報の取扱いのグローバル化に対応するための規定の整備¹⁷

